

平成 22 年 5 月 19 日

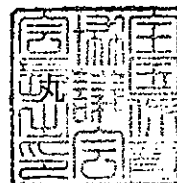
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
福島 みずほ 様

「子ども・子育て新システムの基本的方向」への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

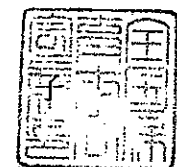
全国保育協議会

会長 小川 益



全国保育士会

会長 御園 愛



全国保育協議会と全国保育士会(以下「本会」という)は、「子ども・子育て新システム検討会議」が4月27日に公表した「子ども・子育て新システムの基本的方向」(以下「基本的方向」)に対して次のように意見を表します。

- 「基本的方向」は、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に、「すべての子どもへの良質な成育環境の保障」「出産・子育て・就労の希望がかなう社会の実現」等を目指しています。本会は、この考え方については基本的に賛成いたします。
- ただし、子どもの育ちを支えている保育現場として、下記の点で懸念を感じています。「子ども・子育て新システム」の構築に向けては、十分に課題を整理し、真に「未来の日本」を担う子どもの最善の利益を保障する制度として確立されるよう要望いたします。

記

1. 利用者は「子ども」であることを前提とした制度設計を図ってください。
 - 保育は、0歳からの子どもの育ちを「養護と教育の一体的提供」をもって支える営みです。保育には「幼児教育」も包含することを前提に検討を図るべきです。
 - 「幼保一体給付（仮称）」や「こども園（仮称）」は、その目的や事業内容等が不明確であり、不明確なままで幼保一体化を拙速に進めるべきではありません。
 - 「利用者本位のサービスの包括的・一元的提供」では、利用者は「保護者」と「子ども」の両方であることを前提に、とくに自ら要望・意見等を述べることでできない子ども自らが権利を有する主体であるとの認識のもと、国は子どもの育ちに対する理念を明確にした制度設計をする必要があります。
 - すべての子どもに対して「質の高い幼児教育・保育を保障」するためには、保育の「質の確保・向上」を担保する仕組みが必要不可欠です。
 - また、「保育に欠ける」という文言の見直しについては本会も必要性を主張してきましたが、単に要件を撤廃するのではなく、真に保育を必要としている子どもが利用できないことがないようにする必要があります。引き続き、児童福祉施設である保育所が取り組んでいる児童福祉の視点を重視する必要があります。
 - 制度設計のイメージ図にある「基礎給付」と「両立支援・幼児教育給付（仮称）」

の2階建て構造は、対象も給付内容も不明確です。国民が理解できる説明をするべきです。

- また、保育所を「両立支援・幼児教育給付（仮称）」の対象に含めるのであれば、保育は「養護と教育の一体的提供」であることを前提に、「保育・両立支援給付（仮称）」とするべきです。

○ 保育所保育は「両立支援」だけでなく、子どもの育ちと保護者の子育てを支援する幅広い営みです。「基本的方向」に示された2階部分の表現は、保育所保育が「両立支援」のみであるとの誤解を与えます。

2. 基礎自治体による自由な給付設計は、自治体の財政力による格差を生じさせます。

- 子どもに保障される保育の質が地域によって格差があってはなりません。国として、子どもたちが育つための質の高い保育を提供することを保障していくことが必要です。
- 住んでいる地域に関わらず、子どもの育つ環境は国の責務で保障するべきです。

○ とくに財政力の弱い自治体においては、国からの財源の裏付けが十分に行われないと、子どもに対する支援が乏しくなることが懸念されます。財政逼迫状況にある地方自治体の基盤整備等について、国が費用保障する仕組みが必要です。

○ この10年間の保育制度を見ても、財源が限られたなかで待機児童解消のために量を増やそうとするあまり、定員を超える子どもたちの受入（定員の弾力化運用）を行い、かつ東京等、待機児童を抱える地域では認証保育所等、児童福祉施設最低基準を満たさない施設が増加してきています。

○ また、公立保育所にかかる費用の一般財源化は、統廃合・民営化の推進、保育士の非正規化・非常勤化、給食材料費や保育材料費の削減等、様々な悪影響をもたらしています。

3. 子ども・子育て基金（仮称）の創設による負担金・補助金の包括的な交付だけでは、現在の待機児童問題は解消されません。

- 現在、保育所や幼稚園、放課後児童クラブに充当している財源を「一元化」するだけでは、待機児童解消や潜在的ニーズに応じた保育所・放課後児童クラブ等の基盤整備は実現できません。新システムの具体化に向けては、国として、それに基づく基盤整備と供給に必要とされる財源確保をはかるべきです。

4. すべての子どもを社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業者・個人による費用負担は不可欠です。

- 「子ども・子育てを社会全体で支援する」ためには、国が「社会全体で費用を負担する仕組み（財源確保）」を早急に確立することが必要不可欠です。

○ 財政確保にあたっては、公費（税制改正や事業者拠出金の拠出割合の増加等）の仕組みを見直すべきです。

○ また一方で、平均で4割程度を負担している利用者負担については、経済的な基盤が弱い世代層であり、また年金等、世代間扶養を担っている世代でもあることから、1割程度に軽減する等、利用者負担のあり方について再考する必要があります。

○ 「イコールフットイングによる多様な事業者の参入促進」にあたっては、質の担保・向上を図り、そのことを評価することができる仕組みとすることが必要です。保育は対人サービスであり、運営費の約7割が保育士等の人件費です。保育事業者に、保育士等の雇用実態（有資格者の人数、保育士・主任保育士の配置人数や処遇）を公表することを課すことが必要です。

○ 質の確保された保育サービスを拡充していくためには、事業者の属性（特性・規制）などに基づき事業者の運営の条件・制限を明確にする必要があります。また、公費を投入することから、事業者の解散時の財産の取扱い等を具体化することが必要です。

○ また、子どものために支弁されている費用を、株式配当にあてることは、社会的な理解を得られないことであり、認めるべきではありません。

5. 「子ども家庭省（仮称）」の創設は、拙速に判断するべきではありません。

- 子どもの育ちを支えるためには、0歳から18歳までの連続した育ちの保障を考えていくべきです。新システム実施体制の一元化のために、「子ども家庭省（仮称）」の創設を考える際には、0歳から18歳までの子どもの育ちを国としていかに保障するのかという理念をもって検討するべきです。

- 社会的養護を必要とする子どもや障害のある子どもへの育ちの保障もあわせて考えることが必要不可欠です。
- さらに、保育サービスの質的・量的拡充を進める一方で、働き方の見直しを社会全体で推進していくことが必要です。ワークライフバランスの推進と子育てサービスの拡充は車の両輪であるとして、ともに考えていくことが大切です。